

福井県警察本部訓令第25号

本 部  
警察学校  
警 察 署

福井県警察の少年相談専門員の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

平成28年3月28日

福井県警察本部長 井上 一志

福井県警察の少年相談専門員の設置及び運営に関する訓令

福井県警察の少年相談専門員の設置及び運営に関する訓令（平成10年福井県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察の少年相談専門員（以下「専門員」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 生活安全部少年女性安全課に専門員を置き、警察職員をもって充てる。

（任用）

第3条 専門員は、次の各号の1に掲げる要件を備える者をもって充てる。

- (1) 4年制大学学部において心理学を専攻し、卒業した者
- (2) 4年制大学学部において心理学の隣接諸科学（人間科学、教育学、社会学等）を専攻し、卒業後1年以上の臨床経験を有する者

（職務）

第4条 専門員は、福井県警察の少年警察活動に関する訓令（平成20年福井県警察本部訓令第16号）に定める少年相談業務に従事するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 第8条の措置を要する事案の処理に関すること。
- (2) 少年相談を担当する職員に対する教養及び指導に関すること。
- (3) 少年相談の分析及び資料化に関すること。
- (4) 児童相談所その他の少年相談機関との連携に関すること。
- (5) その他特命に関すること。

（服務等）

第5条 専門員の服務及び運用について必要な事項は、生活安全部長が別に定める。

（心得）

第6条 専門員は、次の各号に掲げる事項に留意し、誠実にその職務の遂行に専念しなければならない。

- (1) 少年警察の使命及び職責を自覚し、少年、保護者その他関係者の信頼を得られるよう努めること。
- (2) 職務上知り得た少年及び保護者の秘密を保持すること。

（所属長の措置）

第7条 所属長は、専門員の知識及び技能を必要とする事案、資質の鑑別を必要とする事案、カウンセリングを必要とする事案その他警察署で扱うことが困難なものについては、

少年相談専門員派遣要請書（別記様式第1号）により専門員の派遣を求めることができるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後、速やかに少年相談専門員派遣要請書を送付するものとする。

（少年女性安全課長の措置）

第8条 少年女性安全課長は、前条の規定による専門員の派遣要請を受けたときは、専門員を当該警察署へ派遣し、又は専門員に当該事案の処理に必要な措置を命ずるものとする。

（措置結果の通知）

第9条 少年女性安全課長は、前条の措置結果について少年相談専門員措置結果通知書（別記様式第2号）により、派遣を求めた所属長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

様式省略